

北陸大学動物実験規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(環境省告示)」（以下「飼養保管基準」という。）、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(文部科学省告示)」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(日本学術会議作成)」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めることを目的とする。

(趣旨及び基本原則)

第2条 この規程は、北陸大学(以下「本学」という。)における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の立案及び実施の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針、「動物の処分方法に関する指針(総理府告示)」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。

(4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。

(6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

(8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9) 動物実験施設管理者(以下「管理者」という。) 実験動物及び施設等を管理する者で、薬学部長又は医療保健学部長から学長が指名する。

(10) 実験動物管理者(動物施設主任) 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者で、管理者が関係学部長と協議

- のうえ指名する。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第 2 章 適用範囲

(適用範囲)

- 第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類等の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第 3 章 組織

(動物実験委員会の設置)

- 第5条 学長は、本学における動物飼養又は保管及び動物実験等の適正な実施に関する業務を最終的な責任者として総括する。
- 2 この規程の適正な運用を図るため、本学に北陸大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 委員会に関する事項は、別に定める。

第 4 章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

- 第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書（様式1）を委員会に提出し、学長の承認を得なければならない。
- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝子学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 委員会は、動物実験計画書について審査し、審査結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は委員会の報告を聴き、計画の可否を動物実験責任者に通知する。
- 4 動物実験責任者は、学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画に変更・追加が生じた場合、所定の動物実験計画（変更・追加）申請書（様式2）を委員会に提出し、学長の承認を得

なければならない。

(実験操作)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実施結果の報告)

第8条 動物実験責任者は、動物実験の終了後、すみやかに所定の動物実験（終了・中止）報告書（様式3）及び動物実験結果報告書（様式4）を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は実施結果について審議し、審議結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、委員会の報告を聴き、必要に応じ適切な動物実験等の改善措置を講ずるものとする。

第 5 章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第9条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の飼養保管施設設置承認申請書（様式5）を委員会に提出し、学長の許可を得るものとする。

- 2 委員会は管理者からの申請に基づき、第10条の要件について調査のうえ審議を行い、審議結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は前項の報告を聴き可否を決定する。
- 4 学長の許可を得た飼養保管施設でなければ、飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第10条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者の配置があること。

(実験室の設置)

第11条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合、管理者が所定の実験室設置承認申請書(様式6)を委員会に提出し、学長の許可を得るものとする。

2 委員会は管理者からの申請に基づき、第12条の要件について調査のうえ審議を行い、審議結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は前項の報告を聴き可否を決定する。

4 学長の許可を得た実験室でなければ、動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。

(実験室の要件)

第12条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第14条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届(様式7)を学長に届け出なければならない。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第 6 章 動物実験の飼養及び保管

(マニュアル【標準操作手順】の作成と周知)

第15条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫(書面検疫を含む)、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(飼養及び保管の方法)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境を確保しなければならない。

(健康管理)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第21条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 管理者等は、他の動物実験実施者への実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第 7 章 安全管理

(危害防止)

第24条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷、並びにアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的な可能な範囲で講じるように努めなければならない。

6 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第25条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第26条 動物実験管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第 8 章 教育訓練

(教育訓練)

第27条 学長は、以下の各号に関する所定の教育訓練を実施し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に受けさせるものとする。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) 人獣共通感染症に関する事項
 - (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

第 9 章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第28条 学長は、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行うよう委員会に指示する。

- 2 学長は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を確認しなければならない。
- 3 学長は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第 10 章 情報公開

(情報公開)

第29条 学長は、本学における動物実験等に関する情報及び飼養保管基準等の遵守状況を毎年1回程度公表するものとする。

第 11 章 罰 則

(罰則)

第30条 学長は、この規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

- 2 罰則の適用に関して、学長は委員会の意見を求めることができる。

第 12 章 補 則

(準用)

第31条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めるものとする。

(準拠)

第32条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養・保管に関する具体的な方法は、「ガイドライン」に準拠するものとする。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第34条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定 2018(平成30)年5月29日 第272回理事会 2018年6月4日理事長決定)

この規程は、2018年5月29日から施行し、2018年4月1日から適用する。

附 則 (改正 2020(令和2)年6月22日 第2回全学教授会 2020年6月29日学長決定)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (改正 2022(令和4)年12月22日 第7回全学教授会 2023年2月15日学長決定)

この規程は、2023年4月1日から施行する。